

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

参考要綱集

目次

愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱・・・・・・・・・・・・・・ P 1

長久手市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱・・ P 7

扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱・・・ P 13

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱・・・ P 18

愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、愛知県人権尊重の社会づくり条例（令和4年愛知県条例第3号）第15条に規定する「性的指向及び性自認の多様性の理解の増進」を図り、同条例の理念である「多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」の実現に向けた取組の一助として、愛知県ファミリーシップ宣誓制度を実施するものとする。この要綱は、愛知県ファミリーシップ宣誓制度の実施に関し必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき永続性をもった生活共同体を構築している又は構築することを約した関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップ及び、パートナーシップにある者の一方又は双方の子を始めとした近親者（三親等内の者）その他知事が適当と認める者（以下、「近親者等」という。）を含め、家族であると約した関係をいう。
- (3) 宣誓 ファミリーシップにあることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するパートナーシップにある者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方の住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方又はいずれか一方が県内に住所を有すること。
 - イ 双方又はいずれか一方が県内への転入（新たに県内に住所を定めることをいう。以下同じ）を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと。（配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む。）ただし、共に宣誓をしようとする者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。
- (4) 双方が他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- (5) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、共に宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」

という。)を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて知事に宣誓しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (2) 宣誓時において県内に住所を有していない者の場合は、前号に掲げる書類に代えて、県内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類
- (3) 現に婚姻をしていないことを証明する次のいずれかの書類(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)

ア 独身証明書

イ 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)

ウ 届出者が外国籍であるときは、外国の官憲(在日大使館等)の交付する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文(翻訳した者の氏名を記入したものに限り。)

エ アからウまでに掲げるもののほか、知事が適当と認める書類

- (4) 近親者等とファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、その関係を確認できる書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 知事は、ファミリーシップの宣誓をしようとする者が前項の宣誓書に自ら記入することができないと認めるときは、他の者をしてこれを記入させることができる。
- 3 宣誓書の提出は、知事が指定する場所において、又は郵送により行うものとする。
- 4 知事は、宣誓をしようとする者が、本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) 運転免許証
 - (2) 旅券(パスポート)
 - (3) マイナンバーカード(個人番号カード)
 - (4) 各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) その他前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める書類
- 5 前項の規定による確認は、インターネットその他の知事が指定する方法を利用することにより行うことができる。その場合、前項の本人確認書類の写しを郵送により提出するものとする。
- 6 宣誓しようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時、場所、その他必要な事項について県と調整し、共に宣誓すること。
- 7 前条第2号に規定する県内へ転入予定である者は、転入後、県内への転入を証明する書類(住民票の写し又は住民票記載事項証明書。県内への転入後であつて、提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。)を知事に提出するものとする。

(受理証明書等の交付)

第5条 知事は、宣誓者が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、宣誓者に対し、ファミリーシップ宣誓書受理証明書(様式第2号)及びファミリーシップ宣誓書受理証明カード(様式第3号)(以下、これらを「受理証明書等」という。)を交付す

る。ただし、宣誓時点において一方が転入予定者である宣誓者（他の一方が県内に住所を有する者である宣誓者を除く。）又は双方が転入予定者である宣誓者に対しては、転入予定者受付票（様式第4号）を交付し、当該転入予定者が県内への転入後に発行された住民票の写し又は住民票記載事項証明書（県内への転入後であって、提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を知事に提出した後に交付する。なお、受理証明書等は、交付の希望がある場合は、受理証明書等に記載された近親者等にも交付する。

（通称名の使用）

第6条 宣誓をしようとする者は、宣誓書及び受理証明書等に記載する氏名について、性別違和その他知事が特に理由があると認めるときは、戸籍上の氏名に代えて通称名（戸籍上の氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると認められるものをいう。）を使用することができる。ただし、宣誓書及び受理証明書等の裏面部分については、この限りではない。

（近親者等に関する記載）

第7条 宣誓者の一方又は双方に近親者等がいる場合であって、ファミリーシップの關係にあり、受理証明書等に近親者等の氏名及び生年月日（以下「氏名等」という。）の記載を希望するときは、近親者等の氏名等が記載された宣誓書とともに、次に掲げる書類を知事に提出することで、受理証明書等に記載することができる。ただし、第4条第1項の規定により提出された書類をもって代えることができると認められる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 近親者等である事実が確認できる書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍全部事項証明書その他の関係が確認できる書類。提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 近親者等の記載に関する同意書（様式第5号）（15歳以上の近親者等に限る。）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 15歳以上の近親者等について、受理証明書等に氏名等の記載を希望するときは、第4条に規定する宣誓書及び前項の同意書に、当該近親者等が自ら記入するものとする。第9条に規定する変更届により、近親者等が追加された場合においても同様とする。ただし、自ら記入することができないと知事が認めるときは、他の者をしてこれを記入させることができる。

（近親者等に関する記載の削除）

第8条 宣誓書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、知事にファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第6号。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該近親者等が記載された受理証明書等から当該近親者等の氏名等を削除するよう申立てることができる。

- 2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。
- 3 知事は、第1項の規定により申立書の提出があったときは、当該記載された近親者等の氏名等を削除した受理証明書等を交付するとともに、削除する前の受理証明書等の返

還を受けるものとする。ただし、受理証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受理証明書等の返還を要しない。

- 4 その他知事が特に理由があると認めるときは、近親者等に関する記載の削除を申立てることができる。

(変更等の届出)

第9条 第5条の規定により受理証明書等の交付を受けた者は、第4条の規定により宣誓書に記載した事項に変更が生じたときは、ファミリーシップ宣誓書に関する変更届（様式第7号。以下「変更届」という。）に、変更内容等が確認できる書類及び受理証明書等を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。
- 3 知事は、変更届出の提出があったときは、その内容を確認の上、必要に応じ、当該宣誓者に対し、変更後の受理証明書等を交付する。

(受理証明書等の再交付)

第10条 第5条の規定により受理証明書等の交付を受けた者が、紛失、毀損、汚損等により受理証明書等の再交付を希望するときは、受理証明書等を再交付する。

- 2 受理証明書等の再交付を受けようとする者は、ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書（様式第8号。以下「再交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。この場合において、毀損、汚損により受理証明書等の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該受理証明書等を添えなければならない。
- 3 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

(受理証明書等の返還)

第11条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届（様式第9号。以下「返還届」という。）に受理証明書等を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第3号の場合であって、近親者等と引き続きファミリーシップ関係の継続を希望する場合は、この限りではない。また、受理証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、返還届の提出をもって受理証明書等を返還したものとみなす。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 宣誓者の双方が共に県内に住所を有しなくなったとき。（第17条に定める連携自治体へ転出した場合を除く。）
 - (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
 - (5) その他前各号に掲げるもののほか、返還すべき事由が生じたとき。
- 2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

(無効となる宣誓)

第12条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。なお、無効となった宣誓者

は、前条に規定する返還届に受理証明書等を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 受理証明書等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと知事が認めるとき。
- (3) 第3条の各号の規定に反しているとき。
- (4) 第4条第7項の規定に反して、県内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(宣誓内容証明書の交付)

第13条 宣誓者及び近親者等は、第11条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、ファミリーシップ宣誓内容証明書交付申請書(様式第10号)を知事に提出することにより、ファミリーシップ宣誓内容証明書(様式第11号)の交付を受けることができる。

2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

(宣誓書の保存期間)

第14条 知事は、宣誓書を30年間保存するものとする。

(個人情報)

第15条 知事は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(県民及び事業者への周知、啓発及び施策推進)

第16条 知事は、県民及び事業者がこの要綱の規定に基づくファミリーシップ宣誓制度の趣旨を理解するとともに、これを尊重し、公平かつ適切な対応をとることができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

2 知事は、この要綱の規定に基づくファミリーシップ宣誓制度について、他の地方公共団体等と必要な連携がなされるように努めるものとする。

3 知事は、施策の推進にあたり、本要綱の趣旨を尊重し、ファミリーシップにある当事者に十分配慮するものとする。

(他の自治体と連携を図る場合の取扱い)

第17条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約(以下「規約」という。)第4条に定める構成自治体(以下「連携自治体」という。)において、第5条に規定する受理証明書等に類する書類(以下「受理証明書等類似書類」という。)の交付を受けている者が、県内への転入後も引き続き関係を継続し、受理証明書等の交付を希望するときは、規約第3条第2項の規定に基づき、当該事実及びファミリーシップにあることを知事に申し出る(以下「申告」という。)により、受理証明書等の交付を受けることができる。ただし、転出地である連携自治体の受理証明書等類似書類の交付時において、第3条に規定する宣誓の要件を満たしていないと判断される場合は、この限りではない。

2 前項の規定による交付を受けようとする者(以下「継続申告者」という。)は、その双方が所定の事項をそれぞれ自書したファミリーシップ宣誓継続申告書(様式第12号)(以

下「継続申告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
なお、継続申告者は、一方又は双方が性的マイノリティ当事者であることを要しない。

(1) 転出地である連携自治体が交付した受理証明書等類似書類

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（申告日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 申告時において県内に住所を有していない者の場合は、前号に掲げる書類に代えて、
県内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 第4条第2項から第7項までの規定は、申告について準用する。

4 第1項の規定による申告は、第4条第1項の規定による宣誓をしたものとみなすものとする。

5 継続申告者から第2項の規定により書類の提出があった場合、遅滞なく転出地である連携自治体に通知する。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月18日から施行し、令和6年4月1日の制度開始時から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月23日から施行し、令和6年11月1日から適用する。

長久手市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市みんなでつくるまち条例前文の趣旨をふまえ、一人ひとりが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別、性自認及び性的指向にかかわらず、全ての人がその個性と能力を十分に発揮することができるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した2人の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある2人の一方又は双方の実子、養子その他の近親者(双方又は一方の三親等内の者をいう。)を含めた関係をいう。
- (3) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップを形成する者のうち、パートナーシップにある者以外の者をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを市長に対して誓うことをいう。
- (5) 申告 本市へ転入前に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体(以下「連携自治体」という。)において、第4条第1項に規定する宣誓に類する行為をし、第7条第1項に規定する交付書類に類する書類の交付を受けた者が、当該事実及びパートナーシップ又はファミリーシップにあることを市長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。

(交付要件)

第3条 市長は、次条第1項の規定により宣誓又は申告する者が次の各号のいずれにも該当する場合に、第7条第1項に規定する受理証明書等を交付するものとする。

- (1) パートナーシップにある者の双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) パートナーシップにある者の双方が市内に住所を有している又は一方が市内に住所を有し、他方が3か月以内に市内に転入を予定していること。
- (3) パートナーシップにある者の双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないこと。
- (4) パートナーシップにある者の双方とも他の者とのパートナーシップ・ファミリーシップ又はこれらに類する関係にないこと。

- (5) パートナースhipにある者の双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者でないこと。ただし、宣誓又は申告しようとする者同士が養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。
- (6) ファミリーシッpにあることを宣誓又は申告しようとする者にあつては、ファミリーシッp対象者と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓しようとする者は、市職員の面前において長久手市パートナーシッp・ファミリーシッp宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)を自ら記入し、市長に提出するものとする。ただし、心身の故障その他の事由により、宣誓書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、双方及び市職員の立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

2 宣誓書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) パートナースhipにあることを宣誓しようとする場合は、双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書(いずれも宣誓しようとする日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (2) パートナースhipにあることを宣誓しようとする場合は、双方の戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)、独身証明書、婚姻要件具備証明書に日本語訳を付したものその他の現に婚姻していないことを証明する書類(いずれも宣誓しようとする日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (3) ファミリーシッpにあることを宣誓しようとする場合は、戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)その他のファミリーシッp対象者との関係を確認することができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市外に在住する者であつて、宣誓の日から3か月以内に長久手市内への転入を予定しているものについては、その事実が確認できる書類をもって前項第1号に掲げる書類に代えることができる。この場合において、当該者は、市内に転入後速やかに同号に掲げる書類を市に提出しなければならない。

(申告の方法)

第4条の2 申告をしようとする者は、パートナーシッp・ファミリーシッp宣誓継続申告書(様式第1号の2。以下「申告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 転入前に連携自治体から交付を受けた第7条第1項の規定により交付される書類に類する書類
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(申告日前3か月以内に発行されたものに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前条第3項の規定は、申告について準用する。

3 前2項の規定による申告は第4条第1項の規定による宣誓とみなし、申告をした者は、宣誓者とみなすものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓又は申告しようとする者が本人であることを確認するため、宣誓書又は申告書（以下「宣誓書等」という）の提出を受けるときに、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める種類の書類の提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード、旅券、運転免許証、在留カードその他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、宣誓又は申告しようとする者本人の顔写真が貼付されたもの 1種類

(2) 国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、宣誓又は申告しようとする者本人の顔写真が貼付されていないもの 2種類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類 1種類又は2種類
(通称の使用)

第6条 宣誓又は申告しようとする者は、宣誓書等において氏名と併せて通称（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用していると認められるものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による通称の使用を希望する場合は、社会生活において当該通称を使用していることが確認できる資料を、第4条第1項の規定による宣誓又は申告をするときに提示しなければならない。

(受理証明書等の交付)

第7条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓又は申告をした者（以下「宣誓者等」という。）が第3条各号に掲げる要件のいずれも満たしていると認めるときは、長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書（様式第2号）及び長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード（様式第3号）（以下これらを総称して「受理証明書等」という。）に宣誓書等の写しを添えて当該宣誓者に交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称の使用があったときは、通称と共に戸籍に記載されている氏名を受理証明書等に記載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、宣誓者等の一方が市外に在住する場合にあっては、受理証明書等の交付に代えて転入予定者受付票（様式第4号）を交付するものし、第4条第3項後段の規定による書類の提出があったときに、宣誓書等の写しを添えて受理証明書等を交付するものとする。

- 3 第1項の長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書は、パートナーシップ・ファミリーシップ1組につき1枚交付するものとし、同項の長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理カードは、宣誓者等のそれぞれに1枚交付するものとする。

(受理証明書等の再交付等)

第8条 受理証明書等の交付を受けた者は、当該受理証明書等の紛失、毀損、汚損その他市長が認める事情により受理証明書等の再交付を希望するときは、長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。この場合において、受理証明書等の毀損、汚損その他市長が認める事情による再交付の申請にあつては、受理証明書等を添えて申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請に当たっては、第5条に規定する本人確認書類を提示するものとする。

- 3 第1項の申請があつたときは、市長は受理証明書等を再交付するものとする。

- 4 前項の規定による受理証明書等の再交付を受けた者は、紛失した受理証明書等を発見したときは、速やかに当該受理証明書等を市長に返還しなければならない。

(宣誓事項の変更)

第9条 受理証明書等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届（様式第6号。以下「事項変更届」という。）に交付を受けた受理証明書等を添えて（第2号に該当するときは除く。）市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは通称の変更があつたとき又は通称をやめたとき。
- (2) 市内で転居したとき。
- (3) 子を養育する等新たにファミリーシップ対象者を追加するとき。
- (4) ファミリーシップ対象者が死亡する等その対象でなくなったとき。

- 2 事項変更届には、次の各号に掲げる区部に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号に該当するとき 氏名の変更があつた者の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は社会生活において変更した通称を使用していること若しくは通称をやめたことが確認できる書類
- (2) 前項第2号に該当するとき 転居した者の住民票の写し
- (3) 前項第3号又は第4号に該当するとき 第4条第2項第3号に掲げる書類

- 3 前項の規定による提出に当たっては、第5条に規定する本人確認書類を提示するものとする。

- 4 市長は、事項変更届の提出があつたとき（第1項第2号に該当するときは除く。）は、変更後の受理証明書等を当該事項変更届を提出した者に交付するもの

とする。

(受理証明書等の返還等)

第10条 受理証明書等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届(様式第7号)に受理証明書等(次条及び第12条第1項において同じ。)を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 双方又は一方の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップを解消したとき。
- (2) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (3) 宣誓書等を提出した時点において、受理証明書等の交付を受けた者の双方又は一方が第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

(連携自治体の長等を経由する返還)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、本市から連携自治体へ転出し、申告に類する手続きをもって当該連携自治体のパートナーシップ・ファミリーシップ類似制度を利用しようとする宣誓者等は、当該連携自治体が定めるところにより、当該連携自治体の長等を経由して受領証等を市長に返還することができる。この場合において、当該手続きにより、前条の規定による長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届が提出されたものとみなす。

(受理証明書等の無効)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受理証明書等を無効とすることができる。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき。
- (2) 虚偽その他不正な方法により受理証明書等の交付を受けたことが判明したとき。
- (3) 受理証明書等を不正に使用したことが判明したとき。
- (4) 第3条各号に掲げる要件に反しているとき。

(返還及び無効に係る交付番号の公表)

第12条 市長は前条の規定により受理証明書等を無効とした場合は、受理証明書等の交付を受けた者に交付した受理証明書等の返還を求めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受理証明書等の交付番号(受理証明書等ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(子の氏名の抹消)

第13条 受理証明書等に氏名を記載された子は、15歳に達した日以後、市長に当該受理証明書等からの氏名の抹消の申立てをすることができる。

2 第5条の規定は、前項の規定による氏名の抹消の申立てについて準用する。

(宣誓書等の取扱い)

第14条 市長は、転入先の連携自治体の求めに応じ、宣誓者等が提出した宣誓書等及び添付書類について、本人の同意が確認できた場合は、写しを送付するものとする。

2 市長は、宣誓者のパートナーシップ・ファミリーシップが継続している限り、宣誓書等及び添付書類を保存するものとする。ただし、第10条第1項の規定により返還届が提出された場合、又は第11条の規定により受領証等が返還されたとみなした場合及び本要綱が廃止された場合は、そのときから5年間保存の後、これを廃棄することができる。

(市施策の推進に当たっての配慮等)

第15条 市は、施策の推進に当たっては、パートナーシップ・ファミリーシップにある者に十分に配慮するとともに、多様性を認めるまちの実現に向けて、市民、事業者及び団体への情報提供に努めるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての人の人権が尊重され、多様性を認め合い、誰もが自分らしく人生を歩んでいける社会の実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓（以下「宣誓」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において対等な立場で相互に責任を持って協力することを約した2人の関係をいう。

(2) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、一方又は双方の未成年の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）を含め、家族であると約した関係をいう。

(3) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップ関係にあることを、町長に対して誓うことをいう。

(4) 申告 扶桑町内（以下「町内」という。）へ転入前に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定等を締結した他の地方公共団体（以下「連携自治体」という。）において第4条第1項に規定する宣誓に類する行為をし、第7条第1項に規定する交付書類に類する書類（以下「証明書等類似書類」という。）の交付を受けた2人が、当該事実及びパートナーシップ又はファミリーシップにあることを町長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。

(宣誓等の要件)

第3条 宣誓又は申告（以下「宣誓等」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) パートナーシップ関係にある双方が、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。

(2) パートナーシップ関係にある双方が町内に住所を有している、又は一方が町内に住所を有し、他方が3月以内に町内に転入予定であること。

(3) パートナーシップ関係にある双方に配偶者がいないこと。

(4) パートナーシップ関係にある双方にパートナーシップ・ファミリーシップ又はそれに類する関係にある者がいないこと。

(5) パートナーシップ関係にある双方が、民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない者でないこと。ただし、宣誓等をしようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(6) ファミリーシップ関係にあることを宣誓等をしようとする者は、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1。以下「宣誓書」という。）にパートナーシップ関係にあるもの双方が連署して、町長に提出することにより行うものとする。

2 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について事前に町と調整するものとする。

3 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 宣誓書に記載する全ての者の住民票の写し（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）

(2) 双方の現に婚姻をしていないことを証明する書類（戸籍謄本、戸籍抄本、独身証明書、婚姻要件具備証明書に日本語訳を付したのもの等をいう。いずれも宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）

(3) ファミリーシップ関係にあることを宣誓しようとする者は、宣誓をしようとする者とファミリーシップの対象とする者（以下「ファミリーシップ対象者」という。）との関係を確認することができる書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

4 扶桑町外に在住する者であって町内への転入を予定している者は、その事実が確認できる書類の提出をもって前項第1号に規定する書類に代えることができる。この場合において、当該者は、転入後速やかに前項第1号の書類を提出しなければならない。

5 宣誓書の提出は、町長が指定する場所において行うものとする。

6 宣誓しようとする者のうち一方又は双方がやむを得ない事由により宣誓書に自ら記入することが困難である場合は、町長が適当と認める方法により、記入に代えることができる。

（申告の方法）

第4条の2 申告をしようとする者は、扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第1の2。以下「申告書」という。）にパートナーシップ関係にあるもの双方が連署して、町長に提出することにより行うものとする。

2 申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 転入前に連携自治体から交付を受けた証明書等類似書類

(2) 申告書に記載する全ての者の住民票の写し（申告日前3月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 前条第4項から第6項の規定は、申告について準用する。

4 前3項の規定による申告は第4条第1項の規定による宣誓をしたものとみなすものとする。

（本人確認）

第5条 町長は、第4条第1項及び前条第1項の規定により宣誓書又は申告書（以下「宣誓書等」という。）を提出した者（以下「宣誓者」という。）が本人であることを確認するために、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めることができる。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、宣誓しようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(6) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

2 前項の書類の提示の際、当該来庁した者がパートナーシップの関係にある者のうち一方のみであるとき、又は来庁した者の本人確認ができなかったときは、町長は、宣誓等について受領をした後、パートナーシップの関係にある他方の者又は本人確認ができなかった者に対し、宣誓等を受領したことを通知するものとする。

(通称名の使用)

第6条 宣誓等しようとする者は、町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書等において氏名と併せて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、社会生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条及び第4条の2の規定による宣誓等をするときに提示するものとする。

(証明書等の交付)

第7条 町長は、第4条第1項の規定により宣誓等がなされた場合において、宣誓等をした者がこの要綱における要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書等受領証明書（様式第2。以下「証明書」という。）及び扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書等受領証明カード（様式第3。以下「証明カード」という。）を宣誓者に交付するものとする。この場合において、宣誓等に通称名を使用したときには、通称名と共に戸籍に記載されている氏名を証明書及び証明カード（以下「証明書等」という。）に記載するものとする。

2 証明書はパートナーシップ・ファミリーシップ1組につき1枚交付するものとし、証明カードは宣誓者それぞれに1枚交付するものとする。

(証明書等の再交付)

第8条 前条の規定により証明書等の交付を受けた宣誓者は、当該証明書等の紛失、毀損、汚損その他町長が認める事情により再交付を希望するときは、扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書等受領証明書等再交付申請書（様式第4）により申請することができる。

2 前項の申請があったときは、町長は証明書等を再交付するものとする。

3 前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した証明書等を発見したときは、速やかに証明書等を町長に返還しなければならない。

(宣誓書等記載事項変更の申出)

第9条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書等内容変更届（様式第5。以下「内容変更届」という。）を交付済みの証明書等とともに町長に提出しなければならない。ただし、証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、証明書等の提出を要しない。

(1) ファミリーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき。

(3) 宣誓者のいずれかに住所の変更があったとき。

(4) ファミリーシップ対象者が成年に達したとき。

(5) 子を養育する等新たにファミリーシップ対象者を追加するとき。

2 内容変更届には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 前項第2号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は通称名の変更があった者の日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類

(2) 前項第3号に該当するときは、住所の変更があった者の住民票の写し

(3) 前項第5号に該当するときは、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

3 宣誓者は、第1項の規定による内容変更届を提出の際に、第5条第1項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

4 町長は、内容変更届の提出を受けたとき（第1項第3号に該当する場合を除く。）は、変更後の証明書等を当該宣誓者に交付するものとする。

（証明書等の返還）

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書等受領証明書等返還届（様式第6。以下「返還届」という。）に、既に交付を受けた証明書等を添えて町長に返還しなければならない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りではない。

(1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合

(2) 宣誓者の一方が死亡した場合

(3) 第3条第2号から第4号に掲げる要件に該当しなくなった場合（宣誓者が連携自治体へ転出し、当該地方公共団体の長に対してパートナーシップ関係の継続を申し出る場合は除く。）

2 前項第1号の双方の意思によることのできない特別な事情がある場合は、宣誓者の一方は、町長に申し立てなければならない。

3 町長は、前項の申立てがあった場合は、内容を審査し、特別な事情が認められるときは、返還届及び証明書等の提出を受けるものとする。

（証明書等の無効）

第11条 町長は、宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書等の交付を受けたこと、又は証明書等を不正に使用したことが判明したときは、証明書等を無効とすることができる。

2 町長は、前項の規定により証明書等を無効とした場合は、宣誓者に交付した証明書等の返還を求めるものとする。

3 町長は、必要があると認めるときは、無効とした証明書等の交付番号（証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（子の氏名の削除）

第12条 宣誓書等に氏名を記載された子は、満15歳に達した日以降に、町長に扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓等に関する申立書（様式第7。以下「申立書」という。）を提出することにより、記載された子に係る証明書等から子の氏名を削除するよう申し立てることができる。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定により申立書の提出をした者について準用する。

3 町長は、第1項の規定により申立書の提出があったときは、記載された子の氏名を削除した証明書等を交付するとともに、削除する前の証明書等の返還を受けるものとする。ただし、証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、証明書等の返還を要しない。

(宣誓書の保存期間)

第13条 町長は、宣誓者のパートナーシップ・ファミリーシップが継続している限り宣誓書等を保存するものとする。ただし、第10条第1項の規定により返還届が提出された場合は、そのときから5年間保存の後、これを破棄することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民一人ひとりが互いの個性並びに多様な価値観及び生き方を認め合い、安心して生き生きとした生活が送れる社会の実現に寄与するため、性的マイノリティに係る宣誓に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 自己の性別についての認識が生物学的に判定された性別と異なる者及び性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、一方又は双方の未成年の子（養子を含む。）を含めて家族であると約束した関係をいう。
- (4) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップを形成する者のうち、パートナーシップにある2人以外の者をいう。
- (5) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを犬山市長に対して誓うことをいう。
- (6) 申告 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定（令和6年8月1日締結）を締結した他の地方公共団体（以下「連携自治体」という。）に住所を有していた者であって、当該住所を有していた連携自治体から市内への転入前に当該連携自治体において宣誓に準ずる行為をし、第6条に規

定する証明書等に準ずる書類（以下「証明書等類似書類」という。）の交付を受けたものが、その事実及び現にパートナーシップ又はファミリーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。

（宣誓又は申告の要件）

第3条 宣誓又は申告（以下「宣誓等」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） パートナーシップにある双方が民法（明治29年法律第89号）第4条の規定による成年に達していること。
- （2） パートナーシップにある双方が市内に住所を有している又は一方が市内に住所を有し、他方が次条第1項第1号に規定する宣誓書等の提出の日から3月以内に市内に転入すること。
- （3） パートナーシップにある双方に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。
- （4） パートナーシップにある双方が他の者とパートナーシップにならないこと。
- （5） 民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者（パートナーシップにある双方の間で養子縁組をしている場合を除く。）でないこと。
- （6） ファミリーシップにあることの宣誓等をしようとする者にあつては、ファミリーシップ対象者と生計を一にすること。

（宣誓等の方法）

第4条 宣誓をしようとする者（以下「宣誓希望者」という。）は犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1。以下「宣誓書」という。）に、申告をしようとする者（以下「申告希望者」という。）は犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第2。以下「申告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 宣誓希望者又は申告希望者（以下「宣誓希望者等」という。）の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓書又は

申告書（以下「宣誓書等」という。）の提出の日前３月以内に発行されたものに限る。）

- (2) 宣誓希望者にあつては、現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓書の提出の日前３月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 申告希望者にあつては、市内への転入前に連携自治体において交付を受けた証明書等類似書類
- (4) ファミリーシップにあることの宣誓をしようとする場合にあつては、ファミリーシップ対象者との関係を明らかにする書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 宣誓書等には、パートナーシップにある双方が署名しなければならない。ただし、その一方又は双方が宣誓書等に自ら記入することができない場合は、双方の立会いの下で他の者に代筆させることができる。

3 第１項の場合において、宣誓等希望者（市内に住所を有する者に限る。）は、住民基本台帳について市長が調査することに同意するときは、同項第１号の書類の提出を省略することができる。

4 市外に住所を有し、かつ、市内に転入を予定している宣誓等希望者は、転出証明書その他市内に転入する予定であることが分かる書類の提出をもって当該宣誓等希望者に係る第１項第１号の書類に代えることができる。この場合において、当該宣誓等希望者は、市内への転入後速やかに同号の書類を市長に提出しなければならない。

（本人確認）

第５条 市長は、宣誓書等の受付に当たっては、宣誓等希望者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前３号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

（証明書等の交付）

第6条 市長は、宣誓書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書（様式第3。以下「証明書」という。）及び犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ証明カード（様式第4。以下「証明カード」という。）（以下「証明書等」と総称する。）を次のとおり宣誓等希望者に交付するものとする。

- (1) 証明書 1枚
 - (2) 証明カード 2枚
- （通称の記載）

第7条 宣誓等希望者は、証明書等に通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。）の記載を希望するときは、宣誓書等の提出の際に日常生活において当該通称を使用していることが分かる書類を市長に提示しなければならない。

（証明書等の再交付）

第8条 証明書等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、証明書又は証明カードの紛失、毀損、汚損その他市長が認める事情により当該証明書又は証明カードの再交付を希望するときは、犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等再交付申請書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

2 宣誓者は、前項の申請に当たっては、第5条各号のいずれかの書類を市長に提示するものとする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、証明書又は証明カードを当該申請をした宣誓者に再交付するものとする。

4 前項の再交付を受けた宣誓者は、紛失した証明書又は証明カードを発見したときは、速やかに当該証明書又は証明カードを市長に返還しなければならない。

（記載事項変更の届出）

第9条 宣誓者は、宣誓書等に記載した事項に変更があったときは、犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書等内容変更届

（様式第 6）に、既に交付を受けた証明書等及び当該変更の内容が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 宣誓者は、前項の届出に当たっては、第 5 条各号のいずれかの書類を市長に提示するものとする。

3 市長は、第 1 項の届出があったときは、変更後の内容を記載した証明書等を当該届出をした宣誓者に交付するものとする。この場合において、証明書等の交付枚数は、第 6 条各号のとおりとする。

（証明書等の返還）

第 10 条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届（様式第 7）に証明書等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。
- (2) 第 3 条第 2 号から第 4 号までに掲げる要件に該当しなくなったとき（宣誓者が連携自治体へ転出し、当該連携自治体の長に対して現にパートナーシップにあることを申し出る場合を除く。）
- (3) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (4) その他証明書等の返還を希望するとき。

2 宣誓者は、前項の届出に当たっては、第 5 条各号のいずれかの書類を市長に提示するものとする。

3 市長は、第 1 項の届出の前に宣誓者が同項に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該宣誓者に交付した証明書等が返還されたものとみなす。

（無効となる宣誓）

第 11 条 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該宣誓者に係る宣誓が無効とするものとする。

- (1) パートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき。
- (2) 宣誓書等及びその添付書類の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第 3 条の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 第 4 条第 4 項後段の規定に違反して、同条第 1 項第 1 号の書類

を提出しないとき。

（返還された証明書等に係る交付番号の公表）

第 12 条 市長は、第 10 条第 1 項の規定により証明書等が返還された場合（同条第 3 項の規定により返還されたものとみなす場合及び宣誓者が連携自治体に転出し、当該連携自治体の長に対して現にパートナーシップにあることを申し出たことにより、当該連携自治体の長から当該宣誓者に係る証明書等の送付を受けた場合を含む。次条において同じ。）は、当該証明書等の交付番号（証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表するものとする。

（宣誓書等の保存期間）

第 13 条 市長は、宣誓者のパートナーシップ及びファミリーシップが継続している限り、宣誓書等及びその添付書類を保存するものとする。この場合において、第 10 条第 1 項の規定により証明書等が返還された場合は、その返還された日の属する年度から 5 年間当該証明書等に係る宣誓書等を保存するものとする。

2 市長は、転入先の連携自治体の求めに応じ、宣誓者等が提出した宣誓書等及び添付書類について、本人の同意が確認できた場合は、写しを送付するものとする。

（雑則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

様式第 1 （第 4 条 関 係）

（表）

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

年 月 日

犬山市長

私たちは、犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第 4 条第 1 項の規定により、互いを人生のパートナーとし、家族（ファミリー）として暮らしていくことを宣誓します。

宣 誓 者		
ふりがな		
氏 名		
ふりがな		
通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号		

フ ァ ミ リ ー シ ッ プ 対 象 者		
ふりがな		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		

代 筆 者	
署 名	

(裏)

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書

チェック項目	確認欄
(関係性) 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した関係、又はその子を含めて家族であると約束した関係にある。	はい・いいえ
(年齢) 双方が成年に達している。 ファミリーシップを宣誓する場合、ファミリーシップ対象者が未成年である。	はい・いいえ
(住所) 双方が市内に住所を有している、又は一方が市内に住所を有し、他方が3月以内に市内に転入予定である。 転入予定者氏名 _____ 転入予定住所 _____ 転入予定日 _____	はい・いいえ
(婚姻の有無、他のパートナーの有無) 双方に配偶者（事実婚も含む）及び宣誓者以外のパートナーがいない。	はい・いいえ
(民法に規定する婚姻できない続柄でない) 宣誓をしようとする者同士が、直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族ではない。 (パートナーシップにある双方の間で養子縁組をしている場合を除く。)	はい・いいえ
(ファミリーシップ対象者の生計) ファミリーシップを宣誓する場合、ファミリーシップ対象者と生計を一にしている。	はい・いいえ

(住民登録情報の取得)

☐住所要件を確認するため、市の職権で住民基本台帳の確認をすることに同意します。

市確認欄	☐ 個人番号カード	☐ 旅券	☐ 運転免許証	☐ その他 ()
------	----------------------------------	-----------------------------	--------------------------------	----------------------------------

様式第 2 （第 4 条 関 係）

（表）

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書

年 月 日

犬山市長

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第 4 条第 1 項の規定により、転入前の自治体においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に係る証明書等の交付を受けていること及び互いを人生のパートナーとし、家族（ファミリー）として暮らしていくことを継続していることを申告します。

申 告 者		
ふりがな		
氏 名		
ふりがな		
通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号		

フ ァ ミ リ ー シ ッ プ 対 象 者		
ふりがな		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		

代 筆 者	
署 名	

(裏)

パートナーシップ・ファミリーシップの申告に関する確認書

チェック項目	確認欄
(関係性) 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した関係、又はその子を含めて家族であると約束した関係にある。	はい・いいえ
(年齢) 双方が成年に達している。 ファミリーシップを申告する場合、ファミリーシップ対象者が未成年である。	はい・いいえ
(住所) 双方が市内に住所を有している、又は一方が市内に住所を有し、他方が3月以内に市内に転入予定である。 転入予定者氏名 _____ 転入予定住所 _____ 転入予定日 _____	はい・いいえ
(婚姻の有無、他のパートナーの有無) 双方に配偶者（事実婚も含む）及び宣誓者以外のパートナーがいない。	はい・いいえ
(民法に規定する婚姻できない続柄でない) 宣誓をしようとする者同士が、直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族ではない。 (パートナーシップにある双方の間で養子縁組をしている場合を除く。)	はい・いいえ
(ファミリーシップ対象者の生計) ファミリーシップを宣誓する場合、ファミリーシップ対象者と生計を一にしている。	はい・いいえ

(申告内容の通知、本申告書の写し及び証明書等の原本の送付)

☐ 本申告書に基づき、協定を締結している転出元の自治体へこの申告の内容を通知すること及び本申告書の写し、証明書等類似書類の原本を送付することに同意します。

(宣誓時の書類の写しの提供)

☐ 協定を締結している転出元の自治体から宣誓時の書類の写しの提供を受けることに同意します。

(住民登録情報の取得)

☐ 住所要件を確認するため、市の職権で住民基本台帳の確認をすることに同意します。

市確認欄	☐ 個人番号カード	☐ 旅券	☐ 運転免許証	☐ その他 ()
------	----------------------------------	-----------------------------	--------------------------------	----------------------------------

様式第3（第6条関係）

（表）

第 号
年 月 日

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第6条の規定により、お二人が宣誓されたことを証明します。

宣誓者

氏 名 _____ 様 氏 名 _____ 様
年 月 日生 年 月 日生

ファミリーシップ対象者

氏 名 _____ 様 氏 名 _____ 様
年 月 日生 年 月 日生

宣誓日

年 月 日

犬山市長

㊞

(裏)

通称を使用している場合の戸籍等に記載のある氏名

氏 名 _____ 様 氏 名 _____ 様

この証明書の提示を受けた方へ

この証明書は、犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱に基づき、お二人が宣誓されたことを犬山市が証明するものです。

法律上の効果が生ずるものではありませんが、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を尊重することで、互いを人生のパートナーとして、犬山市で生き生きと活躍されることを応援します。

証明書の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

様式第4（第6条関係）

（表）

第	号	
年	月	日

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ
証明カード

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱
第6条の規定により、お二人が宣誓されたことを証明します。

____ 様 ____ 様
年 月 日生 年 月 日生

宣誓日 年 月 日

犬山市長 ㊟

（裏）

本証の提示を受けられた方へ

本証により、法律上の効果が生ずるものではありませんが、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を尊重することで、互いを人生のパートナーとして、犬山市で生き生きと活躍されることを応援するものです。

※本証の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

○通称を使用している場合の戸籍等に記載のある氏名
____ 様 ____ 様

○ファミリーシップ対象者
____ 様 ____ 様
年 月 日生 年 月 日生

様式第 5 (第 8 条関係)

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等再交付申請書

年 月 日

犬山市長

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第8条第1項の規定により、証明書等の再交付を申請します。

(申請者)

[illegible]

市確認欄	☐ 個人番号カード	☐ 旅券	☐ 運転免許証	☐ その他（ ）
------	----------------------------------	-----------------------------	--------------------------------	---------------------------------

様式第 6 （第 9 条 関 係）

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届

年 月 日

犬山市長

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり変更があったことを届け出ます。

（届出者）

宣 誓 日	年 月 日	宣誓番号	第 号
ふ り が な			
氏 名			
生年月日	年 月 日	年 月 日	
住 所			
電話番号			

（変更内容）※変更があった箇所のみご記入ください。

宣 誓 者		
ふ り が な		
氏 名		
住 所		
その他の内容		
変 更 理 由	☐ 改姓・改名 ☐ 転居 ☐ その他（ ）	

市確認欄	☐ 個人番号カード ☐ 旅券 ☐ 運転免許証 ☐ その他（ ）
------	---

様式第 7 （第 1 0 条 関 係）

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届

年 月 日

犬山市長

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、証明書等を返還します。

（届出者）

宣 誓 日	年 月 日	宣誓番号	第 号
氏 名			
生年月日			
住 所			
電話番号			
返還理由	☐ 双方の意思によりパートナーシップを解消した ☐ 市内に住所を有しなくなった ☐ 宣誓書等の提出日から 3 月以内に転入できなかった ☐ 配偶者を有した （事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む） ☐ 他の者とパートナーシップをもった ☐ 宣誓が無効となった ☐ その他証明書等の返還を希望する （内容： ）		
返還事由発生日	年 月 日		

市確認欄	☐ 個人番号カード ☐ 旅券 ☐ 運転免許証 ☐ その他（ ）
------	---